

週休2日制工事 掲示例

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を週休2日
なおしています

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

道路改良工事

お問合せ番号 05 道建1234

発注者 岡崎市〇〇〇〇部〇〇〇〇課
(電話) ****-**-****

施工者 〇〇〇〇〇〇建設株式会社
(電話) ****-**-****/****-**-**** (夜間) 責任者:〇〇

ご迷惑をおかけします

〇〇〇の増築工事
をしています。

この工事は週休2日制工事の対象です

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

お問合せ番号 05 建1234

発注者 岡崎市〇〇〇〇部〇〇〇〇課
(電話) ****-**-****

施工者 〇〇〇〇〇〇建設株式会社
(電話) ****-**-****/****-**-**** (夜間) 責任者:〇〇

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

道路改良工事(週休2日)

お問合せ番号 05 道建1234

発注者 岡崎市〇〇〇〇部〇〇〇〇課
(電話) ****-**-****

施工者 〇〇〇〇〇〇建設株式会社
(電話) ****-**-****/****-**-**** (夜間) 責任者:〇〇

(別紙3)

土木系工事補正率

次に掲げる補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としないものとする。

補正係数表（土木）

	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	-
共通仮設費率	1.02	1.01	-
現場管理費率	1.03	1.02	-

土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表1による

土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表2による

下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表3による

補正係数表（農地：別紙5を適用する工事）

	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	-
共通仮設費率	1.05	1.04	-
現場管理費率	1.06	1.05	-

市場単価の補正対象及び補正係数は別表4による

土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表5による

補正係数表（林務：別紙6を適用する工事）

	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	-	1.04	1.02
機械経費（賃料）	-	1.02	1.02
共通仮設費率	-	1.03	1.02
現場管理費率	-	1.05	1.03

市場単価の補正対象及び補正係数は別表6による

土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表7による

【執務並行改修】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(4) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

週休2日補正後のシフト単価	=	工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価	×	$\frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$
---------------	---	---------------------------------------	---	---

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

週休2日補正後のシフト単価	=	工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価	×	$\frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$
---------------	---	---------------------------------------	---	---

建築工事における週休2日の取得に伴う経費の補正率（表1）

工種	摘要	完全週休2日 及び 月単位の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防止工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
細王浩二	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

電気設備工事における週休2日の取得に伴う経費の補正率（表2）

工種	摘要	完全週休2日 及び 月単位の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ポンティング プルボックス	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接続端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
	配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

機械設備工事における週休2日の取得に伴う経費の補正率（表3）

工種	摘要	完全週休2日 及び 月単位の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト外用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び 低圧ファンパ-類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダクトパ-等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

「農林水産省 土地改良工事積算基準」及び「愛知県 土地改良事業等請負工事積算基準」を適用する工事

土地改良事業等請負工事積算基準

I 種 区 分	II 種 内 容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	川水路及び川排水兼川水路の新設・改修工事（サイホン工事、伊水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、逆節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた川水路・川排水兼川水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類するものを行う工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工事（作業員が内部で作業する推進工事）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用上を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
海岸工事	<p>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事</p> <p>河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
コンクリート補修工事	<p>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面補修工法、目地補修工法及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、管水路内工事、ダム、橋梁（上部・下部）等の補修を除く。</p>
ため池工事	<p>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</p>
その他土木工事（1）	<p>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。</p>
その他土木工事（2）	<p>他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト</p>
フィルダム工事	<p>フィルタイプで本体を主体とする工事</p>
コンクリートダム工事	<p>コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）</p>
施設機械設備等工事	<p>土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事</p>

森林整備保全事業設計積算要領

工種区分	工種内容
河川工事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、濬渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（關）門工、サイフォン工、床止（岡）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場既製の場台）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり 防止工事	治山及び地すべり防止工事にあって、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法棒工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2及び3に類する工事
森林整備	森林整備に係る工事にあって、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道路工事	道路工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノ・シェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く。）橋梁下部工（鋼製） 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
P C 橋 工 事	P C 橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1 工事現場におけるP C 橋の製作(工場製作桁は除く。)架設及び製作架設に関する工事 2 プレキャストセグメント構造のP C 橋工事
橋 梁 保 全 工 事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等はく。)
舗 装 工 事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事 ただし、小規模(バッチング)な工事で施工箇所が点在する工事は除く。
ト ン ネル 工 事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。
道 路 維 持 工 事	道路にあつて、次に掲げる工事 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防当柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等、区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1 から4 までは類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用
公 園 工 事	公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工(敷地造成と併せて行うもの)、柵工及びこれらに類する工事

備考 1 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

- 2 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。